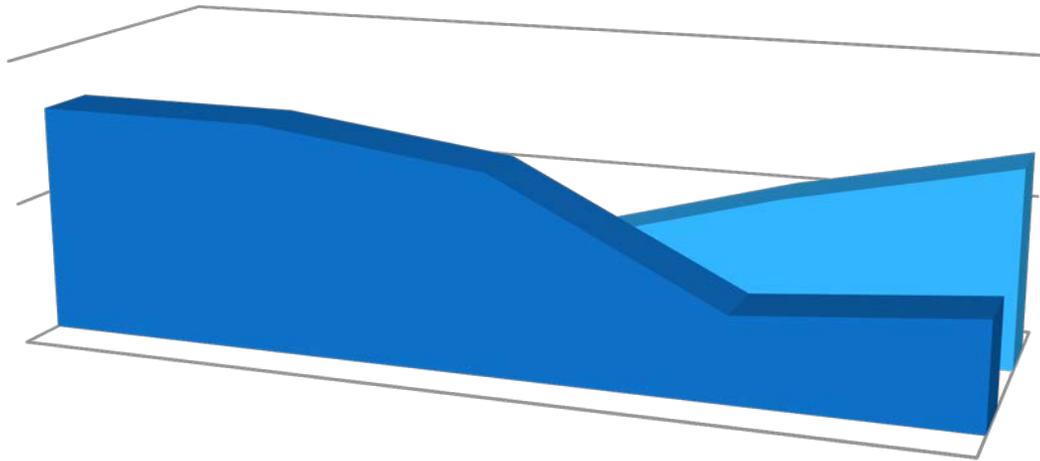


分類に関する基本計画の対応状況



平成29年 3月29日
総務省政策統括官（統計基準担当）



生産物分類の検討状況

【公的統計基本計画(第Ⅱ期)】(H26.3.25閣議決定)

生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。
(平成26年度より検討)

生産物分類の構築

- 生産物分類は、SNAやIOの産出の構造における区分の基盤となるもの。
 - ⇒ 生産物ごとの産出額を把握する単位となるもの
 - ⇒ 使用用途の類似性による分類基準である需要ベースを指向した分類が望ましい

検討要素

- 分類構築に当たっては、統計調査において、企業が、生産物ごとの売上高をどこまでの詳細度で回答できるかが重要な要素
(過去の総務省における調査研究結果等)
 - ※1 業種ごとに、既存統計や各企業で区分の考え方が異なる場合が多く、NAPCS(北米生産物分類システム(米国版))の検討においても、共通の基準を設けるために多大な時間(17年)を要したとされている。
 - ※2 各国等の生産物分類は、需要側・供給側概念が混在しているCPA(欧州共同体生産物分類)や、需要概念で統一されているNAPCS(米国版)など様々である。さらに財とサービスが混在する大分類がある(例:NAPCS(米国版)の大分類24:家庭用娯楽・レクリエーション・文化製品)
 - ※3 分類内容は国情の違いが現れる。例えば、NAPCS(米国版)では、「狩猟・釣りのガイドサービス」、「共同雇用人材サービス」(いわゆる間接労働の一種)など日本ではそれほど存在感が高くない又は存在しないものがある。

平成28年度の実施

- 一部のサービス業種の企業に対して、売上を把握できる取引の単位に関するアンケートを実施(約2000企業 回収率約6割)
 - ※法律事務所の回答事例 遺言・相続、離婚、借金問題、債務整理・・・⇒回答事例を参考に、今後分類構築